

教保体第 8 9 6 号
令和 6 年 8 月 2 7 日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」
の改定等について（通知）

標記の件につきまして、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官から、別添（写）のとおり依頼がありました。

つきましては、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」やリーフレット等を活用し、児童生徒等の保護者等が帰宅困難者等になる可能性を踏まえた対応を検討するとともに、各校の「危機管理マニュアル（学校防災マニュアル）」を改訂するようお願いいたします。

また、防災部局から帰宅困難者等の対策について相談があった場合には、連携・協力いただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下学校等への周知につきまして御配意くださるようお願いいたします。

※「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」の主な内容

- ・児童生徒等の保護者等が帰宅困難者等となる可能性を踏まえ、安否確認方法や連絡手段、保護者等への引渡し方法について検討すること。
- ・学校は発災時に児童生徒等の安全確保に努め、児童生徒等の安否情報や学校の対応状況を保護者等に伝達するなど、保護者の不安の軽減に努めること。
- ・高校生等が鉄道を利用し帰宅する場合、目的の駅までの全区間が運転再開したことが確認できてから移動を開始すること。

担 当：県立学校部保健体育課

健康教育・学校安全担当 阿久津広真

電 話：0 4 8－8 3 0－6 9 6 4

Email：a6960-01@pref.saitama.lg.jp



事務連絡
令和6年8月6日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校担当課
各国公立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の担当課
各文部科学大臣所轄学校法人の担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）

「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイド
ライン」の改定等の周知等について（依頼）

標記の件について、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）から別添1のとおり依頼がありました。

ついては、貴機関におかれても、今後の帰宅困難者対策の検討や普及啓発に当たり、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」やリーフレットを積極的にご活用ください。また、都道府県・指定都市教育委員会担当課及び都道府県私立学校担当課におかれては、児童生徒等の保護者等が帰宅困難者等になる可能性を踏まえた対応を検討いただくとともに、防災部局から相談があった場合には、連携・協力いただきますようお願いいたします。なお本件については別添2のとおり、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）から各都道府県帰宅困難者等対策担当に対し、別途周知が行われております。

加えて、都道府県教育委員会担当課におかれては、所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。）及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会担当課におかれては、所管の学校に対して、都道府県私立学校担当課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国公立大学法人担当課におかれては、その設置する学校等（附属学校を含む）に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体の担当課及び文部科学大臣所轄学校法人の担当課におかれては、その設置する大学等に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校及び学校設置会社に対しても、本ガイドラインの改定等を周知願います。

○大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン

<https://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnai/index.html>

担当：大臣官房文教施設企画・防災部
参事官（施設防災担当）付 防災調整係
電話 03-5253-4111（内線 2290）

事務連絡
令和6年7月26日

文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）

「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」の
改定等の周知等について（依頼）

平素より防災施策に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

帰宅困難者等対策については、令和4年8月に首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会で取りまとめた「帰宅困難者等対策に関する今後の対応方針」に基づき、有識者の助言を受けながら、行政と民間事業者との連携の下、実務的な見地から検討してきたところです。

このたび内閣府において、この検討成果を踏まえ、下記のとおり「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」を改定するとともに、普及啓発用リーフレットを公表しましたので、お知らせいたします。

つきましては、今後の帰宅困難者等対策の検討や普及啓発に当たり、本ガイドラインやリーフレットを積極的に活用していただくとともに、新たに「児童・生徒等の保護者等が帰宅困難者等になる可能性」の観点を追加したことから、各都道府県の関連部局・機関に本通知の内容に関して周知いただき、当該防災部局との連携を促進していただきますようお願い申し上げます。

記

1. ガイドラインの改定内容

「帰宅困難者等の適切な行動判断のための情報提供のあり方※¹」と「一斉帰宅抑制後の帰宅場面における再度の混乱発生の防止※²」の2つの観点を加えて、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」を改定いたしました。

※1：各主体が、時間経過に応じて、いつ、どのタイミングで、誰が、どのような情報を出すのかの基本ケースを共有し、帰宅困難者等の行動変化に照らして、異なる主体が発信する情報が不連続とならないようするため

※2：発災直後の移動による混乱を防いだとしても、帰宅が可能となった段階で待機していた大量の帰宅困難者等が一斉に移動を開始すると、発生が懸念される新たな混乱を防止するため

2. ガイドライン等の掲載先

上記のガイドライン及びリーフレットは、内閣府防災情報のホームページに掲載しています。

URL：<http://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnai/index.html>

<問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（調査・企画担当）付

武藤、古門、門司

電話：03-3501-5693

E-mail：naoya.monji.d6i@cao.go.jp

事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 26 日

各都道府県帰宅困難者等対策担当 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）

「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」の改定等について

平素より防災施策に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

帰宅困難者等対策については、令和 4 年 8 月に首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会
で取りまとめた「帰宅困難者等対策に関する今後の対応方針」に基づき、有識者の助言を受
けながら、行政と民間事業者との連携の下、実務的な見地から検討してきたところです。

このたび内閣府において、この検討成果を踏まえ、下記のとおり「大規模地震の発生に伴
う帰宅困難者対策のガイドライン」を改定するとともに、普及啓発用のリーフレットを公表
しましたので、お知らせいたします。

貴団体におかれましては、今後の帰宅困難者等対策の検討や普及啓発に当たり、本ガイド
ラインやリーフレットを積極的に活用していただくとともに、貴管内の市区町村（政令市を
含みます。以下同じ。）に周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、本事務連絡の内容については、関係省庁から各都道府県の関連部局・機関に別途通
知されていますので、当該関連部局・機関との連携を図るとともに、貴管内の市区町村にお
ける連携を促進していただきますようお願い申し上げます。

記

1. ガイドラインの改定内容

「帰宅困難者等の適切な行動判断のための情報提供のあり方※¹」と「一斉帰宅抑制後の
帰宅場面における再度の混乱発生の防止※²」の 2 つの観点を加えて、「大規模地震の発生に
伴う帰宅困難者対策のガイドライン」を改定いたしました。

※ 1：各主体が、時間経過に応じて、いつ、どのタイミングで、誰が、どのような情報を出すのかの
基本ケースを共有し、帰宅困難者等の行動変化に照らして、異なる主体が発信する情報が不連続
とならないようするため

※ 2：発災直後の移動による混乱を防いだとしても、帰宅が可能となった段階で待機していた大量の
帰宅困難者等が一斉に移動を開始すると、発生が懸念される新たな混乱を防止するため

2. ガイドライン等の掲載先

上記ガイドライン及びリーフレットは、内閣府防災情報のホームページに掲載していま
す。

URL：<http://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnai/index.html>

<問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（調査・企画担当）付

武藤、古門、門司

電 話：03-3501-5693

E-mail：naoya.monji.d6i@cao.go.jp